滋賀県の給与・定員管理等について(平成18年度)

1 総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実質	質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(17年度末)	А			В	B / A	16年度の人件費率
平成	人	千円		千円	千円	%	%
17年度	1,365,393	491,506,719	11	11,396	173,011,055	35.2	34.3

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数	4	給 <u></u>	ラー 費	一人当たり	
	А	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
平成	人	千円	千円	千円	千円	千円
17年度	18,063	83,340,915	16,667,077	34,909,547	134,917,539	7,469

(参考)都道府県平均
一人当たり給与費
千円
7,661

- (注)1 職員手当には退職手当を含みません。 2 職員数は、平成17年4月1日現在の人数です。

(3)特記事項

県では税収減や国の三位一体改革により極めて厳しい財政状況にあることから、独自の減額措 置等に取り組んでいます。

知事および副知事の給与の削減

_				
	職員の区分	内 容	1人当たりの年間削減額	期間
	知事	給料の20%減額 期末手当の20%減額	約445万円	平成18年7月20日~平成22年7月19日
	副知事	給料の13%減額 期末手当の10%減額	約213万円	平成18年10月14日~平成22年7月19日

職員給与の削減(平成17年4月1日~)

_		1	T
	職員の区分	内 容	1人当たりの年間削減額
	議長	報酬の10%減額	約125万円
特別	副議長	報酬の9%減額	約97万円
職等	議員	報酬の7%減額	約71万円
	知事・副知事 以外の特別職	給料の12%減額	
	部長級・次長級	給料の5%減額	約33万円
般職	課長級・参事級	給料の3%減額	約18万円
中以	その他の職員	給料の2%減額	約9万円

(注) 平成19年度も上記と同じ内容で継続します。 ただし、一般職の「その他の職員」のうち、概ね30歳までの職員は1.5%の減額となります。

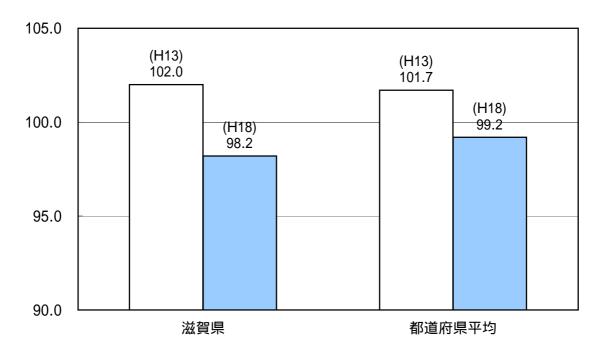
諸手当の見直しなど

主な見直し内容 農林漁業普及指導手当の支給率の引き下げ(平成17年度実施)

特殊勤務手当の全般的な見直し(統廃合や支給対象の限定)(平成18年度実施) 特別職に係る調整手当の廃止(平成18年度実施)

定時制通信教育手当、産業教育手当の支給率の引き下げ(平成19年度実施)

(4)ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給料水準を示す指数です。

(5)給与改定の状況

月例給

X	分	民間給与	公務員給与	較差	勧告	給与改艺	定率
		Д	В	A-B	(改定率)		
18年	度	円	円	6,325 円	%		%
		405 422	399,107	(1.58 %)	0.00	0.00	
		405,432	円	1,992 円	0.00	0.00	
			407,424	(0.49 %)			

(参考)								
国	の	改	定	率				
				0/				
				%				
	(0.00						
	,	J.00						

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比 較した平均給与月額です。

本県では職員給与について独自の減額措置を講じていますが、表中の「公務員給与」および「較差」 は上段が減額措置後の額であり、下段が減額措置前の額です。 勧告における改定率0.00%とは、県独自の減額措置が解消されない限りにおいては、職員の給与水準

の引き下げを要しないとの勧告があったものです。

特別給

区分	民間の支給		公務員の		較差		勧告	年間支給月数
	割合	Α	支給月数	В	A-B		(改定月数)	
18年度		月		月		月	月	月
	4.46		4.45		0.01		0.00	4.45

(参考)			
围	の	年	間	
支	給	月	数	
				月
	4.4	45		

⁽注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」 は期末手当および勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(18年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
滋賀県	43.3 歳	355,516 円	451,215 円	397,270 円
国	40.4 歳	328,477 円		381,212 円
都道府県平均	43.3 歳	357,341 円	440,094 円	399,383 円

(注)1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお いて明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、 特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再 計算したものです。

3 以降の職種についても同様です。

技能労務職

区分			平	均年	齢	平均給料月額	頁	平均給与月額	<u></u>	平均給与月額	額		
												(国ベース)	
	滋	賀県				49.4	歳	339,282	円	381,591	円	365,896	円
う	ち	業	務	員		51.3	歳	339,005	円	373,688	田	362,408	円
う	ち	調	理	師		50.1	歳	342,544	円	370,675	円	363,683	円
うち	自動	車運	転技征	析員		54.3	歳	348,886	円	397,769	田	383,197	円
		国				48.4	歳	286,500	円			318,595	円
ī	都道府	平果	均			47.5	歳	340,420	円	394,037	円	372,201	円
Ħ	間事	業者互	平均			54.8	歳			397,197	円		

⁽注)「民間事業者平均」は、滋賀県人事委員会調査によるもので、3カ年平均値を計上しています。

高等(特殊·専修·各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
滋賀県	43.9 歳	403,820 円	471,612 円
都道府県平均	44.1 歳	404,811 円	472,908 円

小·中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額		
滋賀県	43.3 歳	392,221 円	450,846 円		
都道府県平均	43.7 歳	394,247 円	456,303 円		

警察職

区八	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	
区分				(国ベース)	
滋賀県	39.5 歳	338,598 円	432,643 円	371,974 円	
国	42.1 歳	339,564 円		384,665 円	
都道府県平均	41.0 歳	352,192 円	500,157 円	397,685 円	

(2)職員の初任給の状況(18年4月1日現在)

区分	}	滋 賀	県	国
一般行政職	大学卒	173,264	円	179,200 円
	入子竿	173,204	1.1	170,200 円
	高 校 卒	139,944	円	138,400 円
技能労務職	高校卒	132,888	円	-
	中学卒	121,422	円	-
高等学校教育職	大学卒	193,452	円	-
小·中学校教育職	大学卒	193,452	円	-
警察職	大学卒	198,254	円	185,300 円
	高 校 卒	166,502	円	156,200 円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(18年4月1日現在)

- / 14104) 1432 00 M2-00 1 2003 3 M2-03 1 3 M2-1 17 3 M2-0 0 17 0 (10 1 1 7 3				- , ,	H-7012	
区	分	経験年数10年		経験年数15年		経験年数20年	
一般行政職	大学卒	272,655	円	325,195	円	381,658	円
	高校卒	214,783	円	276,266	円	318,628	円
技能労務職	高校卒	263,130	円	-	円	312,865	円
	中学卒	175,028	円	217,952	円	288,316	円
高等学校教 育職	大学卒	325,248	円	374,149	円	407,218	円
小·中学校 教育職	大学卒	322,820	円	372,856	円	402,690	円
警察職	大学卒	288,494	円	336,408	円	382,632	円
	高校卒	247,984	円	297,247	円	351,382	円

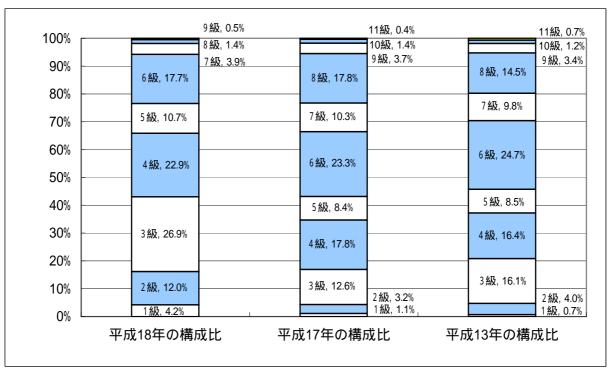
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数の状況(18年4月1日現在)

X	分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9	級	部 長	人	%
			18	0.5
8	級	部次長	人	%
0	₩X	が大な	54	1.4
,	<i>μ</i> π.	大声の部長	人	%
7	級	本庁の課長	147	3.9
	/ -17	参事	人	%
6	級	課長補佐 (困難)	672	17.7
_	/ -17	課長補佐	人	%
5	級	主 幹(困難)	406	10.7
	4 Π	主幹	人	%
4	級	副主幹·主査(困難)	871	22.9
	4 Π	副主幹·主査	人	%
3	級	主任主事・主任技師(困難)	1,025	26.9
_	477	主任主事・主任技師	人	%
2	級	主事·技師(高度)	455	12.0
4	417	主 事	人	%
1	級	技師	159	4.2

(注)1 滋賀県職員等の給与に関する条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に11級制から9級制に変更しています。(旧給料表の1級および2級並びに4級および5級をそれ ぞれ統合)

(2)昇給期間短縮の状況

. <u>– , , , , </u>	WH 2421	0 / L	ロマンツ	770					
X			分	合計	一般行政職	技能労務職	高等学校 教育職	小·中学校 教育職	警察職
	職	員	数	人	人	人	人	人	人
			Α	17,266	4,027	336	3,433	7,358	2,112
	普通昇統	給期間	蝐(12	人	人	人	人	人	人
16年度	~24月)を短	縮し						
10千皮	て昇給し	ノた職	員数	4,368	930	83	821	2,129	405
			В						
	比		率	%	%	%	%	%	%
			B/A	25.3	23.1	24.7	23.9	28.9	19.2
	職	員	数	人	人	人	人	人	人
			Α	17,132	3,945	335	3,394	7,319	2,139
	普通昇統	給期間	蝐(12	人	人	人	人	人	人
17年度	~ 24月)を短	縮し						
	て昇給し	ノ た職	員数	4,585	900	85	885	2,320	395
			В						
	比		率	%	%	%	%	%	%
			B/A	26.8	22.8	25.4	26.1	31.7	18.5

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

	滋賀	県				玉		
1人当たり平均支約	合額(17年	度)						
			1,944	千円		-		
(18年度支給割合)				(18年度支給割合)		
	期末手当	í	勤勉哥	手当		期末手当	勤勉手当	
一般職員	3.0	月分	1.4	15月分	一般職員	3.0月分	1.45月分	
特定幹部職員	2.6	月分	1.8	85月分	特定幹部職員	2.6月分	1.85月分	
再任用職員	(1.6))月分	(0.7	5)月分	再任用職員	(1.6)月分	(0.75)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)		
管理職加算	10	%、20	%		管理職加算	10% ~ 25	5%	
職務段階別加算	5%	% ~ 20 ¹	%		職務段階別加算	5% ~ 20	%	

⁽注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(19年1月1日現在)

à	兹 賀	県				国			
(支給率)	自司	己都合	勧奨·	定年	(支給率)	自	己都合	勧奨·定年	=
勤続20年	23.50	月分	30.55	月分	勤続20年	23.50	月分	30.55 月分	分
勤続25年	33.50	月分	41.34	月分	勤続25年	33.50	月分	41.34 月分	分
勤続35年	47.50	月分	59.28	月分	勤続35年	47.50	月分	59.28 月分	分
最高限度額	59.28	月分	59.28	月分	最高限度額	59.28	月分	59.28 月分	分
その他の加算措置	. —	早期退職 0%加算	3特例措 [置	その他の加算措置		早期退取 0%加算	哉特例措置 ፲	
1人当たり平均支給額	5,619	千円	26,803	千円					

⁽注)退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3)地域手当

(18年4月1日現在)

	(10111111111111111111111111111111111111							
支給実績(1	7年度決算)		1,974,146 千円					
支給職員1人当たり平均	支給年額(17年度決	算)		112,276 円				
支給対象地域	支給対象職員数		支給率		国の制度(職員	数)	国の制度(支給	率)
大津市	5,184 人		3.5	%	5,167	人	4.0	%
草津市	1,416 人		3.5	%	1,269	人	2.0	%
守山市、栗東市	1,394 人		3.5	%	1,277	人	1.0	%
彦根市、長浜市	2,647 人		3.5	%	2,464	人	1.0	%
その他の県内地域	6,845 人		3.5	%	6,437	人	0.0	%
東京都特別区	19 人		13.0	%	19	人	13.0	%
医師および歯科医師	21 人		11.0	%	21	人	11.0	%
異動保障	- 人		-	%	872	人	2.4 ~ 12.0	%
平 均 支	給 率		3.5	%			1.7	%

- (注)1 支給実績(17年度決算)については調整手当に係るものです。
 - 2 「異動保障」とは人事異動により地域手当の率が低い地域に勤務地が変更になった場合に、異動前に受けていた支給率を1年目は100%、2年目は80%の割合で保障するものです。
 - 3 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

(22年度の制度完成時)

\ \Q_{	//wes/		
支給対象地域	支給率		国の制度(支給率)
大津市、草津市	7.0	%	10.0 %
守山市、栗東市	7.0	%	6.0 %
彦根市、長浜市	7.0	%	3.0 %
その他の県内地域	7.0	%	0.0 %
東京都特別区	18.0	%	18.0 %
医師および歯科医師	15.0	%	15.0 %
異動保障	1	%	2.4 ~ 18.0 %

(注)国・県とも平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(4)特殊勤務手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)			733,998	千円	
支給職員1人当たり平均3	支給年額(17年度決算)			107,388	円
職員全体に占める手当支	経織員の割合(17年度)			38.9	%
手当の種類(手当数 18年	丰4月1日現在)			51	種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な	支給対象業務	左記職員に対するま	を給単価
県税事務手当	(1) 県税の賦課徴収を行う機関に勤務する職員(2) 上記の職員および県税の賦課徴収を行う本庁の機関に勤務する職員	(2)出張して彳	テう県税もしくは県税 納処分または犯則事	(1)月額 12,200円~2 (2)日額 550円	20,000円
消防訓練手当	消防学校に勤務する教 育専任職員	実習を伴う消練	的に関する教育訓	日額 720円	

手当の名称	主な支給対象職員	 主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
社会福祉業務手当	社会福祉法第14条第5 項に規定する業務を行う 機関または社会福祉に 関する相談を行う機関に 勤務する職員	(1)生活保護法に関する訪問指導 等の業務を行う所員 (2)児童福祉司 (3)判定員 (4)児童相談所に勤務する相談員 (5)訪問指導等の業務を行う相談 員	(1)(5)日額 610円 (2)(3)月額 12,800円 (4)月額 6,400円
教務手当	たは看護専門学校に勤 務する保健師、助産師、 看護師または歯科衛生 士である職員	(1) 保健師等の養成に関する専門学科の授業または実習指導の業務(2) 当該機関の計画に基づいて行う授業または実習指導の業務	(1)月額 21,500円 (2)1時間 340円 (1月当たり限度 10,200円)
職業訓練手当	高等技術専門校に勤務 する職業訓練指導員、 指導員	職業訓練の業務	月額 18,300円~30,600円
農業実習指導手当	農業に関する教育を行う 機関に勤務する教育専 任職員	農業の実習指導の業務	月額 16,400円~18,700円
家畜保健衛生等業務手当		(1)家畜の伝染病の予防,家畜の 繁殖障害の除去および人工授精 の実施等の事務 (2)肉用牛および乳用牛の生産、 繁殖等に関する技術指導等の業 務	(1)月額 17,800円 (2)日額 840円
公営競技開催業務手当	本庁事業課に勤務する 職員	モーターボート競走の開催業務	日額 710円
公害調査等業務手当	公害調査等を行う機関の 職員	公害防止条例に規定する指定工場等の立入検査、船上において 場等の立入検査、船上において 行う水深10メートル以上の汚泥採 取作業、ごみ焼却施設の立入検 査、粉じん発生施設の立入検 査、し尿処理施設の機能を維持 するために必要な機能検査およ び水質検査の業務等	日額 230円~340円
火薬類等災害調査業務 手当	火薬類および高圧ガス の取締りを行う機関の職 員	火薬類、高圧ガスについての災 害発生時の調査業務	日額 750円
高熱等処理手当	(1)工業に関する試験研 究機関の職員 (2)畜産に関する試験研 究および指導を行う機関 の職員	(1)電気炉、重油窯またはガス窯 を使用する焼成作業等 (2)液体窒素を使用する精液の凍 結等の作業	(1)日額 280円 (2)日額 260円
精神保健等業務手当	保健所等に勤務する職 員	(1)精神障害者の調査、診察の立 会い、入院措置、訪問指導等 (2)結核患者の家庭訪問指導の 業務	(1)日額 340円 (2)日額 230円
放射線取扱手当	保健所等に勤務する診療放射線技師、工業技術センター等に勤務する職員	エックス線その他放射線を照射す る作業	日額 300円
感染症防疫等作業手当	右記業務に従事した職 員	感染症の患者または感染症の疑いのある患者の救護、家畜伝染病にかかっている家畜またはかかっている疑いのある家畜に対する防疫作業等	日額 340円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
深夜緊急業務等手当	右記業務に従事した職 員	(1)災害防止のための応急作業等のため、深夜の呼び出しを受けた場合の登庁業務(2)年末年始の日(12/31~1/3をいう。以下同じ。)において行う業務で夜間に行われるものならびに時間外勤務手当が支給されない時間におけるもの	(1)勤務1回 500円 (2)勤務1回 3,000円 (4時間未満 1,500円)
狂犬病予防等作業手当	保健所等に勤務する職 員	狂犬病予防法に基づ〈予防注射、検診、捕獲または薬殺の作業、犬またはねこの引取り作業、野犬等の収容に係る捕獲作業等	日額 300円
と畜検査手当	と畜検査員である職員	と畜場法に基づ〈検査の作業	日額 420円
毒物および劇物取扱手 当	毒物および劇物を取り扱 う試験研究機関等に勤 務する職員	毒物・劇物を使用して行う試験研究、検査の業務等	日額 260円
麻薬取締等手当	(1)麻薬取締員 (2)漁業取締担当職員 (3)鳥獣保護·狩猟取締 担当職員	(1)麻薬取締業務 (2)漁業取締業務 (3)鳥獣の保護及び狩猟の適正 化に関する法律の規定により行う 取締業務	(1) 日額 550円 (司法警察員として行う 捜査の業務等 1,100円) (2)(3)日額 460円
潜水等作業手当	水産試験場等に勤務す る職員	(1)潜水器具を着用して行う潜水 作業 (2)水中での魚類の選別、取揚 げ、採捕または放流の作業等	(1)日額 450円 (2)日額 250円
夜間船上作業手当	水産試験場に勤務する 職員	魚類のせい息状況等調査のため 夜間に船上作業に従事したとき	日額 340円
航空手当	右記業務に従事した職 員	航空機に搭乗して行う非常災害 活動等の業務	1時間 1,900円 (危険な業務に従事した場合 は 2,470円) 降下作業 1日 870円加算
用地交渉等手当	公共用地等に係る交渉 を行う機関に勤務する職 員	公共用地の取得等の交渉業務 (開始後1箇月以上経過したもの に限る)	日額 650円 (深夜において行われた場合 は970円)
災害応急等作業手当	務する職員、ダム等を管理する機関の職員	豪雨等により重大な災害が発生し、または発生するおそれの著しい道路、河川の堤防等で行う応急作業または応急作業のための災害状況調査の作業、ダム貯水の放流時における下流の流域周辺の異常増水に係る警戒等の作業等	日額 300円~820円 (夜間において行われた場合 は450円~1,230円)
特殊現場作業手当	高所その他の特殊な現場において作業を行う機関に勤務する職員	(1)高所、掘削中のトンネルの坑内、急傾斜地での測量、検査、監督等の作業(2)交通をしゃ断することなく行う道路維持補修等の作業(3)圧搾空気内において行う測量、検査、監督等の作業(4)勤務環境の劣悪なダム建設現場において行うダム建設に係る測量、調査、監督等の作業(5)ダム管理施設およびその周辺で行う管理作業	その他 日額430円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊自動車運転等作業 手当	(1)自動車の運転作業に 従事する職員 (2)除雪作業を行う機関	(1)大型特殊自動車の運転作業(2)除雪車の運転作業、夜間にお	(1)日額 340円 (重機現場作業は450円) (2)日額 380円~710円
	の職員 びわ湖フローティングスクール	ける薬剤の散布作業等 学校教育の一環として船舶を利	・泊を伴う業務 日額3,200円
びわ湖フローティングス クール乗船指導手当	に勤務する職員	用して行われる教育活動に関する指導および助言の業務	・上記以外で5時間以上の業務 日額1,300円
	小中学校、高等学校、養 護学校等に所属する教 諭等	(1)学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	(特に甚大な非常災害 100/100加算)
教員特殊業務手当		(2)修学旅行等において児童または生徒を引率して行う泊を伴う指導業務	
教員付添耒份士日		(3)対外運動競技等において児童 または生徒を引率して行う泊を伴 う指導業務等	
		(4)部活動における児童または生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	(4)口領 1,400円
教育業務連絡指導手当	小中学校、高等学校、養護学校等に所属する教諭のうち教育に関する業務についての連絡調整および指導助言に当たる主任等	連絡調整および指導助言の業務	日額 200円
多級手当	小中学校の2以上の学年の児童、生徒で編制されている学級を担当する職員		月額 6,700円 (3以上の学年 8,100円)
	(1)夜間定時制の課程を 併置する高等学校の事 務長	(1)夜間定時制の課程を併置する 高等学校の事務長の業務	(1)月額 7,400円
兼務手当	(2)昼間課程の授業また はその補助を本務とする 職員で夜間課程の授業 またはその補助を行うも	(2)夜間課程の授業またはその補助等	(2)授業1時間 1,650円
71.77	の (3)本務として勤務する学校以外の高等学校、盲学校、ろう学校または養護学校の授業を行う職員等	(3)本務として勤務する学校以外 で行う授業	(3)授業1時間 570円
	(1)農業に関する学科を 置く高等学校に勤務する 実習助手および技術員 (2)農業に関する学科を	(1)毒物、劇物および特定毒物を 取り扱う農作業	(1)日額 260円
産業教育等実習手当	置〈高等学校に勤務する 職員	(2)正規の勤務時間以外の時間に 行う農作物の肥培管理等の作業	円(年末年始の日において 行われた場合は4,350円~
	(3)信楽高等学校セラミック科に勤務する職員	(3)正規の勤務時間以外の時間に 焼成作業	8,700円) (3)勤務1回 2,850円~5,700 円
入学等考査手当	高等学校等教育職給料 表または小学校および 中学校等教育職給料表 の適用を受ける職員	入学者の選抜または選考に係る 検査問題の作成業務等	一の選抜につき 900円 (年間限度 1800円~3,600 円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間定時制勤務手当	夜間定時制課程のみの 高等学校に勤務する職 員または夜間定時制課 程を置く高等学校に勤 務する職員	本務として行う夜間勤務	月額 9,200円
主として私服員の従事する犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業手当	生活安全、刑事、交通または警備事犯の捜査を たは警備事犯の捜査を 担当する警察職員	主として私服で行う犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕の作業	日額 560円
交通取締等作業手当	警察職員	交通取締用自動車運転作業、交通整理等作業、交通捜査等作業	日額 310円~1,260円
舟艇運転作業手当	警察職員	警備艇または警察用務に供する ため臨時に借り上げた動力船を 運転する作業	日額 300円
犯罪鑑識作業手当		指紋、筆跡、法医学または銃器 弾薬類等に関する知識を利用し て行う犯罪鑑識の作業	日額 280円または560円
航空機搭乗作業手当	警察職員	航空機に搭乗して捜索救難、犯 罪の捜査または交通の取締りそ の他警察活動を行う作業	1時間 1,900円~5,100円 (危険作業 30/100加算) 降下作業 1日 870円加算
航空機整備作業手当	航空整備士の資格を有 する警察職員	警察の管理する航空機、航空用 装備品、付属品および航空機保 守機材の整備をする作業	月額 21,500円
警6作業手当	警察本部の機動警察隊 もしくは鉄道警察隊に勤 務する警察官または警 察署、交番、水上派出所 もしくは警察官駐在所に 勤務する地域勤務の警 察官	警ら作業	日額 340円
被疑者留置作業手当	警察署の留置主任官お よび留置管理係に属す る警察官等	直接被留置者に関する業務を行う作業	日額 290円
死体取扱作業手当	警察職員	死体に直接手を触れて行う検視、 検証、実況見分、捜査または運 搬等の作業、犯罪捜査の目的で 行われる死体解剖において立 会、記録または解剖後の死体の 処置を行う作業	死体1体につき 1,600円~3,200円
災害応急等作業手当	警察職員	豪雨等異常な自然現象または大規模な火事等の事故により重大 規模な火事等の事故により重大 な災害が発生した箇所またはそ の周辺において災害警備、遭難 救助等を行う作業	日額 840円~1,680円
潜水搜索作業手当	警察職員	水難者または水中の遺留品等を 捜索するため、潜水具をつけ水 中において行う作業	1時間 310円~1,500円
爆発物処理作業手当	警察職員	爆発物または爆発物容疑物件に 接近して、当該物件の種類の識 別、移動、解体または爆破等を行 う作業	1件 5,200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊危険物質等取扱作 業手当	警察職員	特殊危険物質またはその疑いのある物質に接近して、これらの物質を処理する作業、特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業等	日額 250円~5,200円
護衛等作業手当	警察官	天皇、皇族、内閣総理大臣、国賓等を身辺警護する作業、核原料物質等を輸送する車両を先導しまたは追従して、これらの物質の輸送警備を行う作業	日額 640円~1,150円
夜間等特殊作業手当	警察職員	(1)正規の勤務時間による勤務の 全部または一部を深夜において 行う作業 (2)年末年始の日(12/31~1/3 をいう。以下同じ。)において行う 業務で夜間に行われるものなら びに時間外勤務手当が支給され ない時間におけるもの	(1)勤務1回 410円~1,100円 (2)勤務1回 3,000円 (4時間未満 1,500円)
銃器犯罪捜査従事作業 手当	警察官	銃器もしくは銃器と思料されるものが使用され、または銃器が使用されるおそれがある現場において防弾装備を着装し、武器を携帯して行う作業	日額 820円~1,640円
海外犯罪情報収集作業 手当	警察職員	日本国外において犯罪に関する 調査のために危険な地域におい て行う情報収集の作業	日額 1,100円

⁽注) 突発的に発生した業務に従事するために、正規の勤務時間に引き続かない時間において緊急の呼出しにより

動務することを命ぜられ、次の業務に従事する場合は、1回1,240円を加算して支給する。 主として私服員の従事する犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業、交通取締等作業、舟艇運転作業、犯罪鑑識作業、航空機搭乗作業、航空機整備作業、死体取扱作業、災害応急等作業、潜水捜索作業、爆 発物処理作業、特殊危険物等取扱作業、護衛等作業、銃器犯罪捜査従事作業

(5)時間外勤務手当

支	給	実	績	(17	年	度	決	算)	3,557,059 千円
支給	対象	職員	1人当	またり	平均	支給的	年額(17年	度決算	算)	479 千円
支	給	実	績	(16	年	度	決	算)	3,444,033 千円
支給	対象	職員	1人当	またり	平均	支給氧	年額(16年	度決算	算)	463 千円

⁽注)時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(6) その他の手当(18年4月1日現在)

		国の制度	国の制度と	支給実績	支給職員1人当たり
手 当 名	内容及び支給単価	との異同	異なる内容	(17年度決算)	平均支給年額
					(17年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 [支給額] 配偶者 13,000円 配偶者以外 2 人まで 6,000円 配偶者のない職員の扶養親族 1人目 11,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合 1人目 6,500円 その他の扶養親族 5,000円 満16歳の年度当初から満22歳の年度終了 までにある子がある場合 1人につき5,000円加算	同じ		2,275,734 千円	248,959 円

		国の制度	国の制度と		支給職員1人当たり
手 当 名	 内容及び支給単価	との異同	異なる内容	(17年度決算)	平均支給年額
					(17年度決算)
住居手当	月額9,000円を超える家賃を支払っている職員または自宅に居住している世帯主である職員に対して支給する。 [支給額]			930,612 千円	
	(貸家・貸間居住者) 家賃額に応じて支給 月額100円~30,000円		月額12,000円を 超える家賃額に 応じて支給 月額100円~ 27,000円		
	(持家居住者) 月額 4,500円	異なる	購入後5年限度 月額2,500円		
初任給調整手 当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職にある職員に支給する。 「支給額」			57,599 千円	1,151,980 円
	(1)医療職給料表(1)の適用を受ける医師、歯科医師 月額216,000円を上限に、採用の日からの経過期間に応じて逓減した額を支給		月額306,900円を 上限に支給		
	(2)医療職給料表(1)以外の適用を受ける医師、歯科医師 月額50,000円を上限に、採用の日からの経過期間に応じて逓減した額を支給 (3)獣医師 月額30,000円を上限に、採用の日からの経	異なる	支給なし		
	過期間に応じて逓減した額を支給				
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、または自動車等を使用する職員もしくはこれら両方に該当する職員に支給する。 「支給額」			2,270,738 千円	138,578 円
	(交通機関等利用者) 運賃相当額を支給 (原則6か月の定期券を基礎とする額により 支給) 支給上限なし	異なる	(交通機関等利用者) 支給上限 55,000円		
	(交通用具使用者) 自動車・バイクの別および通勤距離に応じて支給 2,500~31,100円	異なる	(交通用具利用者) 2,000~24,500円		
	駐車場利用料金の1/2(上限3,500円)		駐車場利用料金 支給なし		
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 [支給額]月額23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居との間	同じ 		55,923 千円	321,397 円
	の交通距離が100km以上の場合6,000円 ~ 45,000円を加算				
管理職手当	管理または監督の地位にある職員にその職の特殊性に基づき支給する。 [支給額]給料月額に支給割合を乗じて得た額 支給割合 10/100~25/100	同じ		1,159,630 千円	790,477 円
特地勤務手当	離島その他の生活の著し〈不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給する。 [支給額]給料および扶養手当の月額の合計額に級地区分に応じた支給割合を乗じて得た額	同じ		6,731 千円	280,458 円
へき地手当	支給割合 4/100~16/100 へき地学校およびこれに準ずる学校に勤務する職員に対して支給する。 [支給額]給料および扶養手当の月額の合計額にへき地学校の級地区分等に応じた支給割合を乗じて得た額			38,571 千円	389,606 円
	支給割合 4/100~16/100	/			

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同		支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
定時制通信教 育手当	定時制の課程を置く高等学校、または通信教育を行う高等学校の校長および教員に支給する。 [支給額]給料月額に10/100(管理職手当を			59,666 千円	
注2 產業教育手当	受ける者は8/100)を乗じて得た額 高等学校の教員が農業または工業に関する 課程において、実習を伴う農業または工業に 関する科目を主として担当する場合に支給 する。 [支給額]給料月額に10/100(定時制通信教			134,335 千円	478,060 円
注2 義務教育等教 員特別手当	育手当を受ける者は6/100)を乗じて得た額 小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学 校または養護学校に勤務する教員に支給す る。 [支給額]職務の級および号給に応じて 5,000円~20,200円			1,902,620 千円	180,172 円
農林漁業普及 指導手当	農業、林業および水産業の普及指導事業に 従事する職員に支給する。 [支給額]給料月額に8/100(管理職手当を 受ける職員2/100)を乗じて得た額			50,647 千円	339,913 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられ勤務した職員に支給する。 [支給額] (1)本来の勤務に従事しないで行う外部との連絡、文書の収受および庁内の監視等を目	異なる	1回4,200円	528,495 千円	250,116 円
	的とする宿日直 1回5,000円 (2)本庁における緊急事態の発生に備えた情報連絡のための宿日直勤務 1回6,000円	異なる	1回5,100円		
	(3)身体障害者更生援護施設等における入所者の生活介助等のための当直勤務 (4)警察本部における事件処理または警備も しくは救難に関する情報連絡、照会処理等のための当直勤務 (5)荒神山少年自然の家における生徒等の生活指導等のための当直勤務	異なる	1回5,900円		
	1回6.400円 (6)消防学校、盲学校等における生徒等の生活指導等のための当直勤務 (7)警察本部または警察署における警備または事件の捜査、処理等のための当直勤務 (8)警察署等における業務の管理または監督のための当直勤務		1回5,900円		
	(9)常直的な宿日直 月額21,000円	同じ			
管理職特別勤 務手当	管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等に勤務した場合に支給する。 [支給額]勤務1回につき4,000円~12,000円ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、上記金額に150/100を乗じて得た額	同じ		19,955 千円	98,787 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の 午前5時までの間に勤務することを命ぜられ 勤務した職員に支給する。 [支給額]勤務1時間につき、勤務1時間当た りの給与額の100分の25を乗じて得た額	異なる	勤務1時間当たり の給与額の算出 方法が異なる	182,489 千円	180,325 円
寒冷地手当	寒冷地(余呉町および指定公署)に在勤する職員に支給する。 [支給額] (1)世帯主である職員であって、扶養親族のあるもの 月額17,800円 (2)世帯主である職員であって、扶養親族のないもの 月額10,200円 (3)上記以外の職員 月額7,360円 (支給期間は11月から翌年3月まで) 「成19年4月1日から扶養手当のうち「そ		+ 美雄佐 1+0 0	158,239 千円	

⁽注) 1 平成19年4月1日から扶養手当のうち「その他の扶養親族」は6,000円となります。 2 平成19年4月1日から定時制通信教育手当および産業教育手当の支給率を引き下げます。

5 特別職の報酬等の状況(19年1月1日現在)

	X		分	給	料		月	額	等	
給	知		事		1,056,000	円	(減額前	1,320,000)円
	副	知	事		904,800	円	(減額前	1,040,000)円
料	出	納	長		792,000	円	(減額前	900,000)円
報	議		長		936,000	円	(減額前	1,040,000)円
	副	議	長		819,000	円	(減額前	900,000)円
酬	議		員		781,200	円	(減額前	840,000)円
				(18年度支給割合))					
	知		事	6月期	1.60	月分				
#B	副	知	事	12月期	1.75	月分				
末	出	納	長	合 計	3.35	月分				
期末手当				(18年度支給割合))					
-	議		長	6月期	1.60	月分				
	副	議	長	12月期	1.75	月分				
	議		員	合 計	3.35	月分				
				(算定方式)		('	1期の手	当額)	(支給時期)	
	知		事					円		
退	副	知	事	給料月額×在職月数	女×50/100		24,960	,000 円	任期ごと	
職	出	納	長	給料月額×在職月数	牧×35/100		15,120	,000 円	任期ごと	
職手当				特例措置として、現象	知事に退職手当	は支給さ	れません	' 0.		
-	備	į	考	特例措置に係	る所要の規定整	備は今後	後行いま	すが、現行	テの規定に従うと次(の額
	I/ff:	'	7	となります。						
				給料月額×在	職月数×70/10)	44,352	,000 円	任期ごと	J

⁽注) 1 給料および報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

² 退職手当の「1期の手当額」は、1月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年) 勤めて同日に退職したと仮定した場合における退職手当の額です。

6 職員数の状況

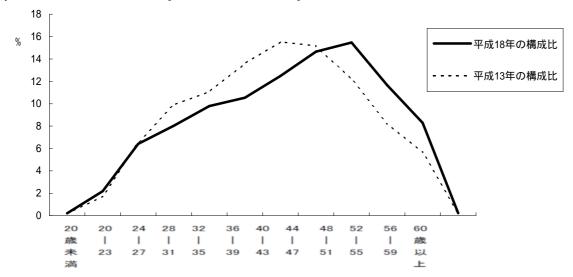
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

	/区分	職	数数	対前年	主な増減理由
部	···	平成17年	平成18年	増減数	工は相似连田
普通会	一般行政部門	3,594	3,594 3,529		事務事業の合理化、財政構造改革プログラムによる公共事業の減少、指定管理者制度の導入に伴う減、全国豊かな海づくり大会開催準備、リルビリテーションセンターおよび精神保健福祉センターの設置、児童の一時保護体制の充実、食育の推進に伴う増等
÷⊥					(参考:人口10万人当たり職員数 258人)
計	教育部門	12,020	11,738	282	滋賀県立大学の地方独立行政法人化、児童 生徒数の減少に伴う教員の減等
	警察部門	2,450	2,500	50	県民の安全対策のための体制強化に伴う増
' '	小 計	18,064	17,767	297	(参考:人口10万人当たり職員数 1,301人)
公営会企計	病 院	829	808	21	事務事業の合理化、成人病センター健康管理部 および精神保健総合センター地域保健部の廃止 に伴う減、リハビリテーションセンター医療部の設置に 伴う増等
業部	水道その他	水道その他 201 187		14	事業量の減少、流域下水道への指定管理者 制度導入による減等
,,,,	小 計	1,030	995	35	
	合 計	19,094	18,762	332	
	合 計	[19,600]	[19,227]	[373]	(参考:人口10万人当たり職員数 1,374人)

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、 臨時的任用職員および非常勤職員を除きます。
 - 2 一般行政部門には、知事の事務部局(滋賀県立大学および公営企業等会計部門を除く。)、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。
 - 3 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(18年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		≀	ł	≀	ł	ł	ł	ł	ł	≀	≀		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
報貝奴	40	411	1,204	1,507	1,838	1,978	2,343	2,750	2,902	2,190	1,557	42	18,762

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日~平成22年4月1日における定員管理の数値目標

	1 W T T T T T T T T T T T T T T T T T T									
部門	区分	平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率					
一般	行政	3,594 人	3,144 人	450 人	12.5 %					
教	育	12,020 人	11,610 人	410 人	3.4 %					
警	察	2,450 人	2,480 人	30 人	1.2 %					
公営企業	業等会計	1,030 人	1,040 人	10 人	1.0 %					
Ė	†	19,094 人	18,274 人	820 人	4.3 %					

(参考)新行革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画	期間	
始期	終期	数 值 目 標
平成16年4月1日	平成22年4月1日	知事部局等の職員(教員および警察官を除く。)の2割を削減

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

	区分	17年	18年	年	年	17年~18年	(参考)
部門		計画始期	1年目	年 目	年 目	計	数値目標
一般行政	職員数	3,594	3,529				3,144
	増 減		65			65 (14.4%)	450
教 育	職員数	12,020	11,738				11,610
	増 減		282			282 (68.8%)	410
警察	職員数	2,450	2,500				2,480
	増 減		50			50 (- %)	30
公 営 企 業	職員数	1,030	995				1,040
等 会 計	増 減		35			35 (- %)	10
計	職員数	19,094	18,762				18,274
fil i	増 減		332			332 (40.5%)	820

- (注) 1 計画期間は、17年~22年の5年間です。
 - 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。
 - 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以 降現年までの職員増減数の累計を示しています。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道供給事業・工業用水道事業 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		質収支		職員給与費比率	16年度の総費用に占
	А		В	B / A	める職員給与費比率
17年度	千円	千円	千円	%	%
上水道供給事業	4,080,622	1,476,981	559,914	13.7	14.8
工業用水道事業	1,059,977	223,605	195,399	18.4	18.8

- (注)1 職員給与費には法定福利費を含み、児童手当を含みません。
 - 2 総費用、純損益、職員給与費は税抜き金額です。

区分	職員数	給	与		費	一人当たり
	A		職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
17年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
上水道供給事業	59	278,244	51,832	114,157	444,233	7,529
工業用水道事業	19	94,018	17,808	38,977	150,803	7,937

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 7,901 7,345

- (注)1 職員手当には児童手当および退職給与金を含みません。
 - 2 職員数は、17年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項

(a) 職員給与の削減(平成17年4月1日~)

		職員の区分	内	容	
	特	別	給料の1	2 %減額	
		次長級		給料の5	%減額
般		課長級・参	事級	給料の3	%減額
職		その他の暭	貴	給料の2	%減額

(b) 諸手当の見直しなど

| 主な見直し内容 | 特殊勤務手当の全般的な見直し(統廃合や支給対象の限定)(平成18年度実施) 特別職に係る調整手当の廃止(平成18年度実施)

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(18年4月1日現在)

区分		平均年齢	基本給	平均月収額	
	滋賀県	45.1	399,475 円	630,386 円	
団体	水道事業	44.9	405,134 円	657,053 円	
平均	工業用水道事業	44.3	389,512 円	611,625 円	

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当および地域手当の合計額です。
 - 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 - 3 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上水道供	給事業·工業用水	〈道事業	É	一般行政職の制度または団体平均			
1人当たり平均支援	給額(17年度)			1人当たり平均支約	合額(17年度 団体	本平均)	
1		1,987	千円	水道事業		1,899	千円
			工業用水道事	業	1,860	千円	
(18年度支給割合	1)			(18年度支給割合)		
	期末手当	勤勉	手当		期末手当	勤勉手当	
一般職員	3.0月分	1.4	45月分	一般職員	3.0月分	1.45月:	分
特定幹部職員	2.6月分	1.8	85月分	特定幹部職員	2.6月分	1.85月:	分
再任用職員	(1.6)月分	(0.7	5)月分	再任用職員	(1.6)月分	(0.75)月:	分
(加算措置の状況	.)			(加算措置の状況)		
管理職加算	10%、20	%		管理職加算	10%、209	%	
職務段階別加算	5% ~ 20°	%		職務段階別加算	5% ~ 20%	6	

- (注)1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
 - 2 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。

イ 退職手当(19年1月1日現在)

	<u>○ </u>			一般行政職の制度または団体平均				
(支給率)	 自己都合 勧奨·定年		(支給率)	自己都合		勧奨·	定年	
勤続20年	23.50 月分	30.55	月分	勤続20年	23.50	月分	30.55	月分
勤続25年	33.50 月分	41.34	月分	勤続25年	33.50	月分	41.34	月分
勤続35年	47.50 月分	59.28	月分	勤続35年	47.50	月分	59.28	月分
最高限度額	59.28 月分	59.28	月分	最高限度額	59.28	月分	59.28	月分
その他の加算措置	定年前早期退職 2%~20%加算		置	その他の加算措置		早期退職 0%加算	特例措	置
1人当たり平均支給額	26,480 千円		1人当たり平均支給額(団体平均	1)			
				水道事業		24,273	千円	
			工業用水道事業		19,146	千円		

(注) 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。

ウ 地域手当

(18年4月1日現在)

<u> </u>	<u> </u>					
支給実	績(17年度決算)		8,770	千円	3	
支給職員1人当たり	平均支給年額(17		111,009	F.]	
支給対象地域	支給率	支給対象職	員数	一般行政職の制度(支給?	率)
滋賀県	3.5 %		78 人		3.5	%

(注)支給実績(17年度決算)については調整手当に係るものです。

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)		
滋賀県	7.0 %	7.0 %		

(注)平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

工 特殊勤務手当(18年4月1日現在)

工 特殊動物子当 (10年4月1日現在丿					
支給総額(17年度決算)				3,017	千円	
支給職員1人当たり平均	支給年額(17年度決算)		75,435 円			
職員全体に占める手当支	経職員の割合(17年度)			50.6	%	
手当の種類(手当数)				6	種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な	 支給対象業務	左記職員に対する。	を給単価	
深夜交替制勤務手当	水道事務所に勤務する 職員のうち、運転監視を 担当する職員	交替制勤務	に従事するもの	月額 8,100)円	
深夜緊急業務等手当	右記業務に従事した職 員	のため、深夜場合の登庁 (2)年末年始務で夜間に	の日において行う業 行われるものならびに 手当が支給されない	(2)勤務1回 3,00		
毒物および劇物取扱手 当	毒物および劇物を取り扱う水道事務所に勤務する 職員	毒物・劇物を 業務等	使用して行う検査の	日額 260円		
潜水等作業手当	建設課および水道事務 所に勤務する職員	潜水器具を 業	着用して行う潜水作	日額 450円		
用地交渉等手当	右記業務に従事した職 員		取得等の交渉業務 月以上経過したもの	日額 650円 (深夜において行わ: は970円)	れた場合	
特殊現場作業手当	建設課および水道事務 所に勤務する職員	内、急傾斜は 督等の作業 (2)交通をして 道路維持空気 量、検査、監 (4)勤務いて 量、調査、監	内において行う測 :督等の作業 の劣悪なダム建設現 行うダム建設に係る測 :督等の作業 施設およびその周辺	その他 日額430	500円、	

才 時間外勤務手当

支	給	実	績	(17	年	度	決	算)	36,105 千円
支給	対象	職員	1人当	たり	平均	支給的	年額(17年	度決算)	509 千円
支	給	実	績	(16	年	度	決	算)	45,304 千円
支給	対象	職員	1人当	たり	平均	支給	年額(16年	度決算)	629 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(18年4月1日現在)

73 (0) (60)	丁当(10年4万(日現12 <i>)</i>				1
		一般行	一般行政職の	支給実績	支給職員1人当たり
手 当 名	内容及び支給単価	政職の 制度と	制度と異なる内容	(17年度決算)	平均支給年額
		の異同	容		(17年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 [支給額]	同じ		15,853 千円	264,217 円
	配偶者 13,000円				
	配偶者以外2人まで 6,000円 配偶者のない職員の扶養親族				
	1人目 11,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合				
	1 人目 6,500円				
	その他の扶養親族 5,000円 満16歳の年度当初から満22歳の年度終了				
	までにある子がある場合				
位 尼毛业	1人につき5,000円加算			4 040 千田	00 704 III
住居手当	月額9,000円を超える家賃を支払っている職員または自宅に居住している世帯主である	同じ		4,649 千円	86,764 円
	職員に対して支給する。 [支給額]				
	(貸家・貸間居住者)				
	家賃額に応じて支給 月額100円~30,000円				
	(持家居住者) 月額 4,500円				
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃 を負担し、または自動車等を使用する職員も	同じ		14,781 千円	190,729 円
	しくはこれら両方に該当する職員に支給す				
	る。 [支給額]				
	(交通機関等利用者) 運賃相当額を支給 (原則6か月の定期券を基礎とする額により				
	支給) 支給上限なし				
	(交通用具使用者) 自動車・バイクの別および通勤距離に応じて支給				
	2,500~31,100円				
	駐車場利用料金の1/2(上限3,500円)				
管理職手当	管理または監督の地位にある職員にその職	同じ		6,996 千円	999,415 円
	の特殊性に基づき支給する。 [支給額]給料月額に支給割合を乗じて得た				
	額 支給割合 10/100~25/100				
管理職特別勤	管理職員が臨時または緊急の必要その他の	同じ		47 千円	15,667 円
務手当	公務の運営の必要により週休日または休日 等に勤務した場合に支給する。				
	[支給額]勤務1回につき4,000円~12,000円				
	ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、上記金額に150/100を乗じて得た				
	額 正規の勤務時間として午後10時から翌日の	同じ		4,192 千円	232,910 円
	午前5時までの間に勤務することを命ぜられ	i –i O		1,102	202,010 13
	勤務した職員に支給する。 [支給額]勤務1時間につき、勤務1時間当た				
	りの給与額の100分の25を乗じて得た額 年 4 日 1 日から共奏手当のうち「その他		77.4		

⁽注)平成19年4月1日から扶養手当のうち「その他の扶養親族」は6,000円となります。

(2) 病院事業

職員給与費の状況

ア 予算 本県では平成18年4月から、県立3病院の病院事業に地方公営企業法を全部適用しました。 このため、下記の金額等は平成18年度当初予算によるものです。

X	分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める
			質収支		職員給与費比率
		Α		В	B / A
18年	F度	千円	千円	千円	%
		17,537,000	895,000	7,239,943	41.3

- (注)1 職員給与費には法定福利費を含み、児童手当を含みません。
 - 2 総費用、純損益、職員給与費は税抜き金額です。

区分	職員数		ź	給 <u></u>	三 費		一人当たり
	А	給	料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
18年度	人		千円	千円	千円	千円	千円
	809	3,2	291,394	1,495,102	1,397,008	6,183,504	7,643

- (注)1 職員手当には児童手当および退職給与金を含みません。
 - 2 職員数は、18年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項

(a) 職員給与の削減

	職員の区分				容
特 別 職				給料の1	2 %減額
	部長・次長級			給料の5	%減額
般職		課長級・参事級		給料の3	%減額
相以	その他の職員		給料の2	%減額	

(b) 諸手当の見直しなど

| 主な見直し内容 | 特殊勤務手当の全般的な見直し(統廃合や支給対象の限定)(平成18年度実施) 特別職に係る調整手当の廃止(平成18年度実施)

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(18年4月1日現在)

医師職

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
滋賀県	43.0 歳	533,729 円	- 円
団体平均	42.2 歳	548,123 円	1,231,053 円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当および地域手当の合計額です。
 - 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 - 3 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。
 - 4 以下の職種についても同様です。

看護師職

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
滋賀県	34.4 歳	298,937 円	- 円
団体平均	37.1 歳	324,842 円	525,216 円

事務職

区分	平均年齢	基本給	平均月収額	
滋賀県	43.7 歳	386,030 円	- 円	
団体平均	43.3 歳	385,655 円	619,015 円	

職員の手当の状況 ア 期末手当・勤勉手当

<u> </u>	#//E J		T		
病院事業			一般行政職の制度または団体平均		
(18年度支給割合)		(18年度支給割合	1)	
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	3.0月分	1.45月分	一般職員	3.0月分	1.45月分
特定幹部職員	2.6月分	1.85月分	特定幹部職員	2.6月分	1.85月分
再任用職員	(1.6)月分	(0.75)月分	再任用職員	(1.6)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況	1)	
管理職加算	10%、20%	6	管理職加算	10%、209	%
職務段階別加算	5% ~ 20%	,)	職務段階別加算	章 5%~20 ⁹	%

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(19年1月1日現在)

	9 1 1 /3 1 /3 /3				
	病院事業		一般行政區	職の制度または団	体平均
(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	勧奨·定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職 2%~20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職 2%~20%加算	

ウ 地域手当

(18年4月1日現在)

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
滋賀県	3.5 %	706 人	3.5 %	
医師および歯科医師	11.0 %	103 人	11.0 %	

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)		
滋賀県	7.0 %	7.0 %		
医師および歯科医師	15.0 %	15.0 %		

⁽注)平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

工 特殊勤務手当(18年4月1日現在)

手当の種類(手当数)				5 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な	支給対象業務	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	診療放射線技師 医師、診療放射線技師、 衛生検査技術職員また は看護師	る作業 放射線管理 を取り扱う作	の他放射線を照射す 区域内で放射性物質 業または放射性物質 別を処理する作業	日額 300円
感染症防疫等作業手当	右記業務に従事した職 員	いのある患者 病原体に汚	者または感染症の疑 省の救護、感染症の 染されたものまたは 私 Nのあるものの処理	日額 340円
	病棟に勤務する看護師	部または全部 われる看護等		ア 深夜における勤務時間が 4時間以上である場合 3,700円(深夜における勤務 時間が深夜の全時間である 場合 7,200円) イ 深夜における勤務時間が 2時間以上4時間未満である 場合 3300円 ウ 深夜における勤務時間が 2時間未満である場合 2,400円
夜間看護等手当	医師または歯科医師	て行われる求 の急変した <i>)</i>	K日等の昼間におい 対急患者または病状 人院患者の手術その 直接診療する業務で 要するもの	ア 夜間に行う場合 5,400円 (従事した時間が6時間を超 える場合 7,900円) イ 休日に行う場合 6,400円 (従事した時間が6時間を超 える場合 9,400円)
	災害の防止のための応 急作業等を行う職員	処する必要が るための登り		勤務1回 500円
	右記業務に従事した職 員	の運営上の間に行われる	事情がある業務で夜 るものならびに時間 が支給されない時間	勤務1回 3,000円(勤務時間 が4時間に満たない場合 1,500円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
死体処理手当	右記業務に従事した職員	死体の清拭その他死体処置の作業または死体の病理解剖に係る補助作業	1体 1,100円
		死体の病理解剖の介助の作業	1体 2,500円
毒物および劇物取扱手 当	右記業務に従事した職 員	毒物・劇物を使用して行う試験研究、検査の業務または特定毒物を取り扱う作業であって有害ガスの発生を伴うもの等	日額 260円

オ その他の手当(18年4月1日現在)

オーとの他の子当(10年4月1日現在)						
手 当 名	内容及び支給単価	一般行 政職の 制度と の異同	一般行政職の 制度と異なる内 容			
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 [支給額] 配偶者 13,000円 配偶者以外 2 人まで 6,000円 配偶者のない職員の扶養親族 1 人目 11,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合 1 人目 6,500円 その他の扶養親族 5,000円 満16歳の年度当初から満22歳の年度終了までにある子がある場合 1 人につき5,000円加算	同じ				
住居手当	月額9,000円を超える家賃を支払っている職員または自宅に居住している世帯主である職員に対して支給する。 [支給額] (貸家・貸間居住者) 家賃額に応じて支給 月額100円~30,000円 (持家居住者) 月額 4,500円	同じ				
初任給調整手 当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職にある職員に支給する。 [支給額] (1)医療職給料表(1)の適用を受ける職員 月額268,500円を上限に、採用の日からの 経過期間に応じて逓減した額を支給 (2)研究職給料表の適用を受ける職員で、医 学または歯学に関する専門的知識を必要と して採用されたもの 月額50,000円を上限に、採用の日からの経 過期間に応じて逓減した額を支給		一般行政職には ない手当である。			
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、または自動車等を使用する職員もしくはこれら両方に該当する職員に支給する。 [支給額] (交通機関等利用者) 運賃相当額を支給 (原則6か月の定期券を基礎とする額により 支給) 支給上限なし (交通用具使用者) 自動車・バイクの別および通勤距離に応じて支給 2,500~31,100円 駐車場利用料金の1/2(上限3,500円)	同じ				

1			
手 当 名	内容及び支給単価	一般行 政職の 制度と の異同	一般行政職の 制度と異なる内 容
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 [支給額]月額23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居との間	同じ	
	の交通距離が100km以上の場合6,000円~ 45,000円を加算		
管理職手当	管理または監督の地位にある職員にその職の特殊性に基づき支給する。 [支給額]給料月額に支給割合を乗じて得た額 支給割合 10/100~25/100	同じ	
宿日直手当	宿日直勤務を命じられ勤務した職員に支給		
	する。 [支給額]勤務1回につき、下記に掲げる額。 ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、 100分の50を乗じて得た額。		
	下記の宿日直勤務以外の宿日直勤務 6,800円	異なる	一般行政職には ない業務である
	救急の外来患者および入院患者に関する緊 急の医療技術業務の処理等のための臨床 工学技士の宿日直勤務 2,900円	異なる	一般行政職には ない業務である
	入院患者の病状の急変等に対処するための 医師または歯科医師の宿日直勤務 20,000 円(管理職手当の支給割合が100分の20で ある職を占める職員 12,000円)	異なる	一般行政職には ない業務である
	入院患者の病状の急変等に対処するため登 院が可能な態勢にある医師または歯科医師 の宿日直勤務 5,350円	異なる	一般行政職には ない業務である
管理職特別勤 務手当	管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等に勤務した場合に支給する。 [支給額]勤務1回につき4,000円~12,000円ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、上記金額に150/100を乗じて得た額	同じ	
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命せられた職員に支給する。 「支給額]勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に一定割合を乗じて得た額	同じ	
休日勤務手当	休日における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給する。 「支給額]勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に一定割合を乗じて得た額	同じ	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の 午前5時までの間に勤務することを命ぜられ 勤務した職員に支給する。	同じ	
() \ 	[支給額]勤務1時間につき、勤務1時間当た りの給与額の100分の25を乗じて得た額 年4月1日から扶養手当のうち「その他	·	四た けっ 222円

(注)平成19年4月1日から扶養手当のうち「その他の扶養親族」は6,000円となります。